

平成 20 年 5 月 13 日
総務省自治行政局市町村課

住民基本台帳法第 37 条第 2 項の規定による資料の提供について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）
（資料の提供）

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

（指定情報処理機関の指定等）

第三十条の十 都道府県知事は、総務大臣の指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、次に掲げる事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）を行わせることができる。

一～六 （略）

七 第三十七条第二項の規定による本人確認情報に関する資料の国の行政機関への提供

2～5 （略）